

東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱実施細目

平成12年4月1日管理者決定

12清総総第15号

改正 平成18年3月1日17清施管第2709号

改正 平成19年3月29日18清施管第2418号

改正 平成21年3月27日20清施管第2076号

改正 平成26年2月27日25清施管第2075号

改正 平成27年3月27日26清施管第2441号

改正 平成28年3月23日27清施管第2592号

改正 令和4年2月7日3清施管第1897号

改正 令和4年12月26日4清施管第1753号

(趣旨)

第1条 東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱(平成12年4月1日付12清総総第15号。以下「要綱」という。)の施行に伴い、事業系一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の持込みに係る搬入量(以下「持込ごみ量」という。)の算定方法及び一般廃棄物継続持込承認カード(以下「持込承認カード」という。)の取扱いについて、実施細目を定める。

(持込ごみ量の算定方法)

第2条 持込ごみ量は、原則としてごみ自動計量システム上の計量器により、搬入車両(以下「車両」という。)の搬入前後の総重量を計量し、次の算式により算定する。

$$\text{持込ごみ量} = \text{搬入前総重量} - \text{搬入後総重量}$$

2 前項の算定方法によりがたい場合は、次の算式により算定する。

$$\text{持込ごみ量} = \text{搬入前総重量} - \text{加算後重量} ※$$

$$※ \text{加算後重量} = \text{車両重量} + \text{運転者平均体重} + \text{標準装備重量}$$

- (1) 車両重量とは、自動車検査証(以下「車検証」という。)の車両重量をいう。
- (2) 運転者平均体重は、60kgとする。(次条及び第7条において同じ。)
- (3) 標準装備重量は、スペアタイヤ、シート(平ボディ車・ダンプ車等非密閉型車両の場合)及び工具等(手工具、ジャッキ、消火器、車止め、停止表示器をいう。)の重量とする。
- (4) 持込ごみ量を算定する場合の運転者平均体重+標準装備重量は、車検証の車両総重量(以下「車両総重量」という。)により、次のとおりとする。

車両総重量	運転者平均体重＋標準装備重量
7 t 未満	60kg + 50kg
7 t 以上 10 t 未満	60kg + 70kg

ただし、車検証の自動車の種別欄に軽自動車と記載されている車両及び軽自動車以外の車両であって、車検証の車体の形状欄にバンと記載されている車両については次のとおりとする。

車両の種類	運転者平均体重＋標準装備重量
車検証の自動車の種別欄に「軽自動車」と記載されている車両	60kg + 20kg
軽自動車以外の車両であって、車検証の車体の形状欄に「バン」と記載されている車両のうち、車両重量2 t 未満の車両	60kg + 30kg

- 3 車両総重量20 t 以上（中防処理施設の場合は30 t 以上）の車両は、持込みを行うことはできない。
- 4 持込業者が搬入前総重量の計量を行う時、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該車両の加算後重量に車検証に記載のある最大積載量を加算した重量を搬入前総重量とする。
 - (1) 持込承認カードを、カードリーダーの読み取り面に正しく触れさせなかったとき。
 - (2) 自動計量システムの計量器から搬入車両が逸脱したため、搬入前総重量が計量できなかったとき。
- 5 前項に規定する場合において、持込業者が、搬入した廃棄物の重量を証明し、管理者がその事実を認定することができるときは、前項の規定に関わらず、当該車両の加算後重量にその重量を加算した重量を搬入前総重量とする。

（空車計量による持込ごみ量の算定方法）

第3条 組合の管理者（以下「管理者」という。）は、前条第2項の算定方法による場合であって、空車計量の必要があると認めるときは、組合の指定する計量器により空車計量を行い、持込ごみ量を次の算式により算定する。

持込ごみ量＝搬入前総重量－加算後重量※ ※加算後重量＝空車計量値＋運転者平均体重

- 2 空車計量の対象となる車両は、次のとおりとする。
 - (1) コンテナ車、脱着装置付コンテナ専用車及び車両総重量10 t 以上等の車両
 - (2) 荷台への鉄板の補強、アオリ板の設置、特殊な排出装置の設置等により、車両本体に固定した改造、補強又は補修を行った車両

(空車計量の申請等の手続)

第4条 持込業者は、要綱第15条の規定による継続持込みの申請、要綱第17条の規定による変更等の手続及び要綱第18条による代車等の使用申請の場合であって、前条第2項に規定する車両を新たに使用するときは、管理者に空車計量申請書（別記第1号様式）を提出するものとする。ただし、管理者が空車計量の必要がないと認めたときは、この限りではない。

- 2 管理者は、廃棄物継続持込承認申請書に添付されている車検証の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項）等により車両の改造等が判明したときは、持込業者に確認し、空車計量申請書を提出させることができる。
- 3 管理者は、持込業者から空車計量申請書を提出させ、空車計量を実施するものとする。
- 4 管理者は、空車計量実施後、当該持込業者に計量証明書（別記第2号様式）を1部発行する。

(添付書類)

第5条 持込業者は、空車計量を申請するときは、次の書類を1部ずつ添付するものとする。

- (1)形状、色、表示及び車両ナンバープレートが鮮明に確認できる車両のカラー写真（第3条第2項第1号に該当する場合は、正面、側面及び斜め後方から撮影した全体写真とし、第3条第2項第2号に該当する場合は、正面、側面及び斜め後方から撮影した全体写真並びに改造、補強又は補修を行った箇所を撮影した写真とする。）
- (2)車検証の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項）

(空車計量における留意事項)

第6条 空車計量は、燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載した状態で行うものとする。

- 2 空車計量を行う車両は、廃棄物を運搬する装備状態で行うものとする。
- 3 持込業者は、継続持込承認を受けた車両及び新たに継続持込みの承認を受ける車両について、改造等により車両重量の変更をするときは、管理者に空車計量の申請を行わなければならない。ただし、車検証の記載事項の変更を伴う改造を行った場合又は管理者が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(空車計量による持込ごみ量の算定方法等の特例)

第7条 第3条第1項の算定方法にかかわらず、1台のコンテナ車に対して、コンテナを複数使用する場合は、当該コンテナごとに空車計量を行い、持込ごみ量を次の算式により算定する。

持込ごみ量＝搬入前総重量－加算後重量※

※加算後重量＝車両重量＋運転者平均体重

車両重量は、各コンテナを載せた空車計量値の平均値により算出し、10kg未満

の重量が生じた場合はこれを切り上げる。

- 2 管理者は、前項に規定するコンテナが同型同重量であることを認める場合は、当該コンテナのうち、1つの組合せによる空車計量を行い、その余の空車計量を省略することができる。
- 3 管理者は、前2項に規定する車両重量の算定方法によりがたいと認める場合は、実際のコンテナの設置状況や使用状況等を調査し、現状に適した方法で算定を行うものとする。
- 4 管理者は、前3項に規定する算定方法で算定した車両重量について車両重量証明書（別記第3号様式）を持込業者に交付するものとする。ただし、第2項のうち、同型同重量のコンテナのみを複数使用する場合はこの限りではない。
- 5 管理者は、交付した車両重量証明書の写しについて、当該車両が継続持込みの承認を受けている間、保管しなければならない。
- 6 持込業者は、既にコンテナ車として継続持込みの承認を受けている車両に対し、使用するコンテナを増やす場合においては、速やかに第4条の規定による手続及び要綱第17条の規定による変更等の手続を行わなければならない。ただし、管理者が既に継続持込みの承認を受けているコンテナと同型同重量であることを認める場合は、第4条の規定による手続を省略することができる。
- 7 持込業者は、既にコンテナ車として継続持込みの承認を受けている車両に対し、使用するコンテナを減らす場合においては、速やかに要綱第17条の規定による変更等の手続を行わなければならない。

（持込承認カードの仕様等）

第8条 持込承認カードの仕様は、次のとおりとする。

- (1) 非接触型PVC（ポリ塩化ビニル）仕様ICカード
- (2) カード表面には、カード識別番号、カード種別、自動車登録番号、車種、事業者コード、事業者名、承認廃棄物、持込先、カード発行回数、有効期限等を、裏面には、持込上の注意事項等を記載する。
- (3) カードICチップには、カード識別番号、カード種別、自動車登録番号、車種、事業者コード、車両加算後重量、最大積載量、有効期限等を記録する。

（コードの付番等）

第9条 管理者は、新たに継続持込みを承認し、持込承認カードを作成する時には、持込業者に事業者コードを付番するものとする。

（持込承認カードの管理）

第10条 持込承認カードは、その保管及び取扱いについては慎重を期すこととし、特に紛失・毀損（変形、使用不能）しないよう注意するものとする。

2 持込承認カードを万一紛失、毀損したときは、ただちに管理者に連絡し、再交付の手続を行うこととする。

附 則

この細目は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この細目は、平成27年4月1日から施行する。

(旧様式の取扱)

2 空車計量申請書(別記第1号様式)については、平成28年3月31日までは旧様式の使用も可とする。

附 則

この細目は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この細目は、令和4年3月1日から施行する。

(旧様式の取扱)

2 空車計量申請書(別記第1号様式)については、令和4年9月30日までは旧様式の使用も可とする。

附 則

この細目は、令和5年1月1日から施行する。

空 車 計 量 申 請 書

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

持込区分 許可業者・自己持込み

事業者コード	
--------	--

（申請者）住所

名称

印

代表者名

電話番号

下記車両の空車の計量を行いたいので、東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱実施細目第4条の規定に基づき、関係書類を添付して次のとおり申請します。

自動車登録番号 又は車両番号						
車体の形状 (該当のものに○)	1 塵芥車	2 ダンプ車	3 コンテナ車	4 平ボディ車		
	5 その他 { }					
既に承認されている車両はその承認期間	年	月	日～	年	月	日
申請理由 (該当のものに○)	<p>1 特殊な車両構造及び貨物積載装置の車両のため (コンテナ車、車両総重量10t以上等) { 具体的に記入 (コンテナ車の場合は空車計量をする車両のコンテナ番号を記入すること) } </p> <p>2 自動車本体に固定した改造、補強、補修を行ったため</p>					
	改造箇所					

- 添付書類 (1) 自動車検査証の写し(ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項)
 (2) 自動車のカラー写真(正面、側面、斜め後方から撮ったもの、上記申請理由2に該当する車両は改造、補強又は補修を行った箇所を撮ったもの)

一 廃用

第2号様式（細目第4条関係）

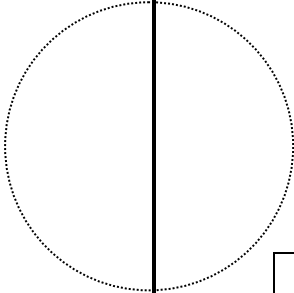
【清掃一組保管用】

年 月 日

計量証明書

東京二十三区清掃一部事務組合管理者

空車計量申請があった車両の車両重量は、下記のとおり通知します。

車体の形状	①塵芥車 ②ダンプ車 ③コンテナ車 ④平ボディ車 ⑤その他()		
申請者名		事業者コード	
注意事項 (1) この計量証明書は再発行しません。大切に保管してください。 (2) 紛失等をした場合は、再度空車計量が必要です。 (3) 継続持込申請を行う場合は、この証明書の写しを添付してください。 ※ 運転者重量は含みません。	ここに空車計量票を貼付してください。		計量者
			

一 廃用

第2号様式（細目第4条関係）

【持込業者証明用】

年 月 日

計量証明書

東京二十三区清掃一部事務組合管理者

空車計量申請があった車両の車両重量は、下記のとおり通知します。

車体の形状	①塵芥車 ②ダンプ車 ③コンテナ車 ④平ボディ車 ⑤その他()		
請者名		事業者コード	
注意事項 (1) この計量証明書は再発行しません。大切に保管してください。 (2) 紛失等をした場合は、再度空車計量が必要です。 (3) 継続持込申請を行う場合は、この証明書の写しを添付してください。 ※ 運転者重量は含みません。	ここに空車計量票を貼付してください。		計量者
	